

令和2年8月吉日

東京与論会 会員 各位

東京与論会 会長 山下清男美
幹事長代理 遠山 浩光

与論町及び大牟田荒尾与論会への支援について

拝啓 会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の運営に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大はとどまることを知らず、先月下旬にはとうとう私たちの故郷、誠の島与論にも上陸してしまい、感染者数は日々増えている状況にあります。与論は人口 5,000 人ちょっとの島。島民の殆んどは知り合いで、コミュニティを大切にす島民の気質から、濃厚接触者の増加を防ぐのが難しい中、今後は各種事業活動の停滞や、マスク・消毒液などの衛生物資の不足が更に懸念されます。

また、先の九州豪雨被害は悲惨で広範囲にわたり、私たちの同胞・大牟田荒尾与論会の皆さんも住む三井地区や米生地区では、家屋裏の土砂崩れや床上浸水が多数発生したと聞きます。

こうしたことから、東京与論会では、緊急支援として与論町へ50万円を、大牟田荒尾与論会へ10万円を送ることといたします。

加えて、個人や団体でこれらの支援に賛同いただける方につきましては、義援金を受け付けますので、同封の振込用紙でお近くの郵便局にてお振り込みください。金額は1,000円以上をお願いします。振込用紙御記入の際は、義援金の内訳と連絡先などお忘れなく。8月25日（火）までをお願いします。

これらは全国与論会の事業の一環として行うもので、お振り込みいただいた義援金は、一旦東京与論会で集計し、各地区与論会の義援金と共に全国与論会がそれぞれに送付することになります。

なお、与論町への支援物資につきましては、町役場総務課へ直接お送りください。

敬具

～～～寄付金に関する税法上の措置について～～～

- 与論町への寄付は、寄付金控除または損金として所得税・法人税の控除が受けられます。
- 控除扱い御希望の方は、個人で直接与論町へ事前の手続きが必要になります。
- 手続き方法など詳細は、与論町ホームページで御確認ください。